

「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」 (ART指針)

文部科学省・こども家庭庁共管

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（第3回）
ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（第3回）

資料2

令和5年9月4日

- ◆ 平成16年7月に総合科学技術会議（当時）において、研究材料としてヒト受精胚を作成することについて、原則禁止にしつつも例外的に生殖補助医療研究に限って容認されたことを受け、平成22年に本指針を制定
- ◆ 研究の状況の変化等に応じ、CST | 生命倫理・専門調査会、科学審 生命倫理・安全部会における議論を踏まえて、必要な改正を行っている（最終改正は令和5年3月31日）

指針の概要

1. 適用範囲

生殖補助医療の向上に資する基礎的研究のうち、
ヒト受精胚の作成を行うもの（遺伝情報改変技術等を用いるものを含む）

2. 配偶子の入手

- ・ 提供は無償、未成年者等の同意能力を欠く者からの提供を禁止
- ・ 提供が認められる卵子
 - ▷ 生殖補助医療目的で採取された卵子で不要になったもの、受精しなかった卵子
 - ▷ 疾患治療等のため摘出された卵巣から採取された卵子で生殖補助医療に用いないもの 等

3. インフォームド・コンセント（IC）

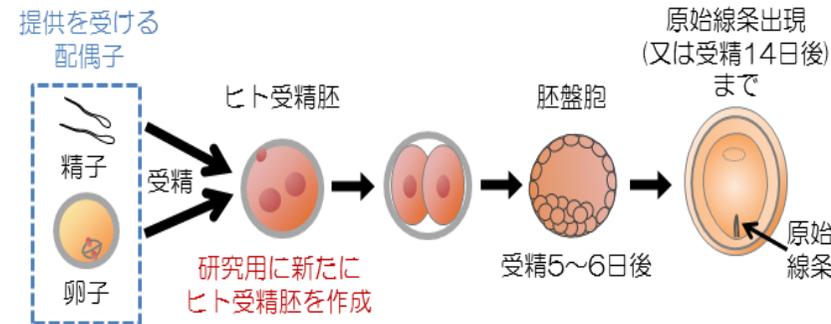
文書（指針に定める要件を満たす場合は電磁的方法も可）によるICを受けた上で、配偶子の提供を受けること

4. 作成したヒト受精胚の取扱い

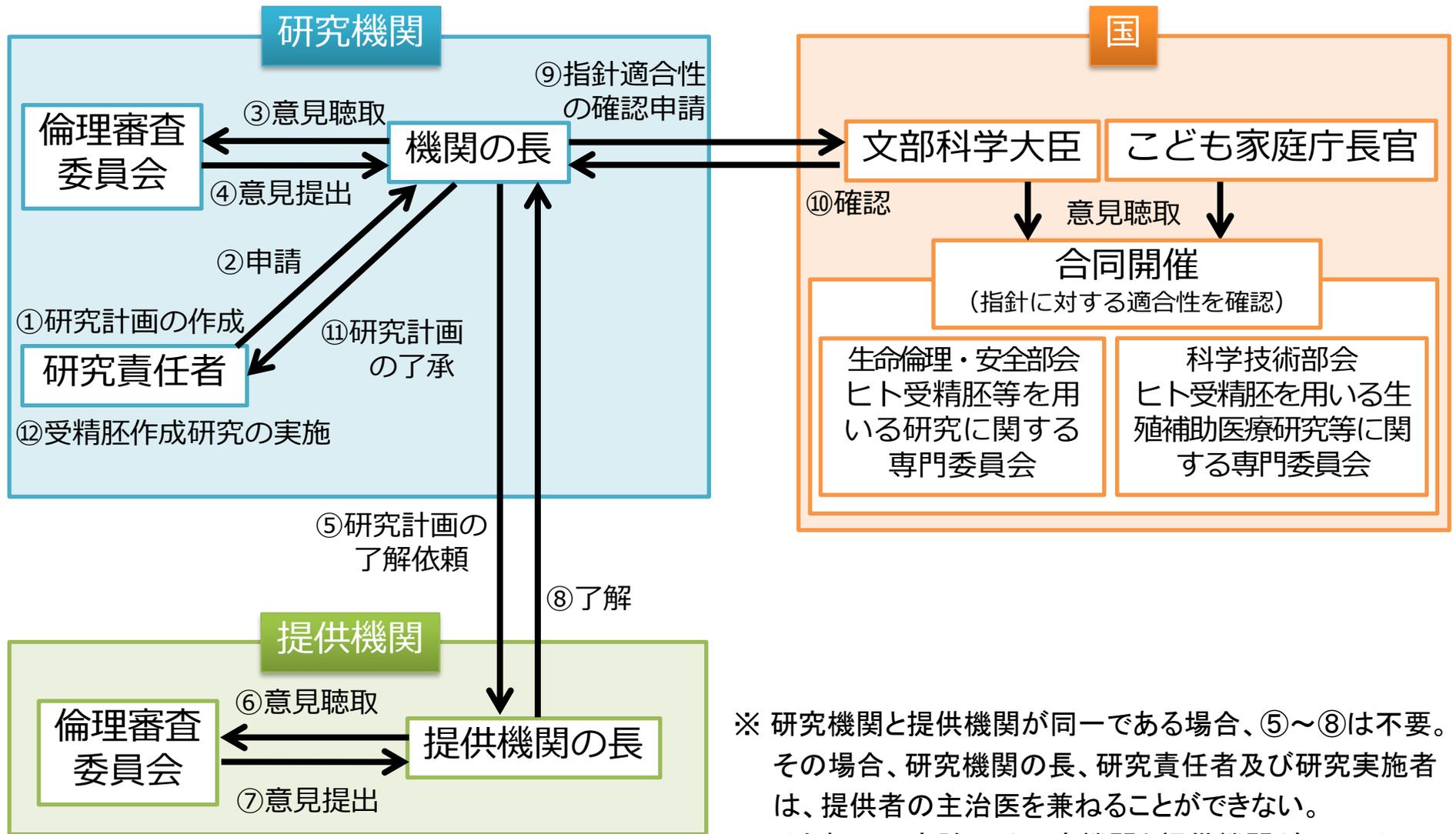
- ・ 受精後、原始線条の形成前までの期間とし、最大14日
- ・ 人又は動物への胎内移植は禁止

5. 事前手続

提供機関及び研究機関の倫理審査委員会での審査に加え、国による確認が必要



ヒト受精胚作成研究計画開始までの手順（ART指針第5章）



※ 研究機関と提供機関が同一である場合、⑤～⑧は不要。その場合、研究機関の長、研究責任者及び研究実施者は、提供者の主治医を兼ねることができない。（今般の研究計画は研究機関と提供機関が同一。）